

# ～令和7年1月から税務署の收受日付印の押なつがなくなります！～

令和7年1月から、申告手続き等のオンライン化に伴い、書面で提出された申告書等の控えへの收受日付印の押なつが行われなくなります。

つきましては、申告書等の提出事実・年月日の確認方法は次の通りとなります。

| 提出方法            | 確認方法                                                                                                                              |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電子申告<br>(e-Tax) | ○受信通知（メール詳細）<br>e-Tax で申告等データを送信後に、「メッセージボックス」に格納される「受信通知（メール詳細）」により、確認することができます。<br>→マイナンバーカードの電子証明書が必要となります。                    |
| 書面による申告         | ○申告書等情報取得サービス<br>所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書について、書面により提出している場合であっても、e-Tax を利用してPDF ファイルを無料で取得することができます。<br>→利用に当たっては、マイナンバーカードが必要です。 |
|                 | ○保有個人情報の開示請求<br>税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます。写しの交付まで1ヶ月程度かかります。<br>手数料は300円（オンライン申請の場合は200円）です。                |
|                 | ○税務署での申告書等の閲覧サービス<br>閲覧サービスのため写しを受け取ることはできず、原則として書き写しとなります。なお、写真撮影も申請により可能となっています。                                                |
|                 | ○その他<br>「納税証明書」を取得することにより、納税額や所得金額または未納税額がないことを証明できますので、申告書を提出した事実は確認できます。                                                        |

例年書面で申告をされている方は、この機会にマイナンバーカードを取得・ご持参いただき、電子申告ができるようにご準備を進めていただきたいと思います。当会ではe-Tax を推進しており、送信作業等をサポートいたします。

## ～マイナンバーカードを取得されたみなさまへ～ 確定申告相談会の優先予約制について

（※会計ソフトを利用して相談を受けられる方は従来通りの予約制となります）

○優先予約相談期間：令和7年2月3日（月）～2月28日（金）

※ 2月8日（土）・15日（土）・日・祝日を除きます。

また、2月22日（土）は午前中のみ行います。

○相談時間：通常相談会・土曜日相談会受付時間内において60分以内（1回のみ。  
各時間帯に予定枠数がありますことをご承知おきください。）

○優先予約取得条件（①と②の両方を満たしていること）

① 記帳確認並びに決算準備相談会にお越しになり、記帳確認が済んでいる方。

② マイナンバーカードを取得されている方。

○予約受付期間：令和6年12月20日（金）～令和7年1月17日（金）まで、電話にて受付をいたします。

○予約先：川崎西青色申告会事務局 Tel 044-911-4616